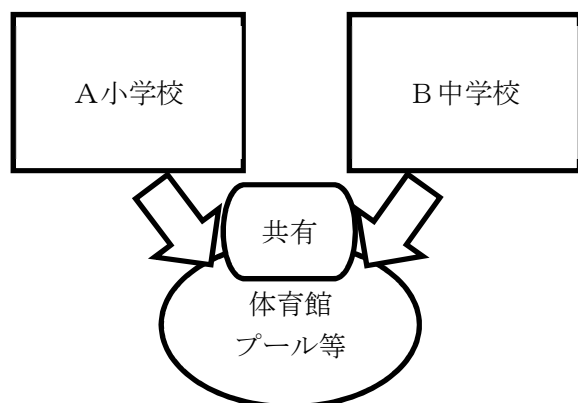


小中学校のあり方③ 施設等の共有化・複合化について

令和4年2月2日

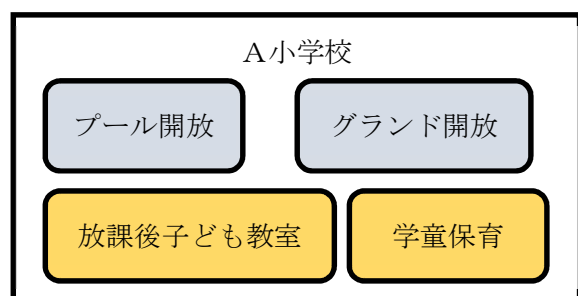
1. 施設等の共有化・複合化について

①学校と学校施設のあり方



(施設の共有化) プール、体育館、運動場、武道場、校舎等の施設・設備等の複数小中学校による共有化は可能か。
※校舎、施設の建て替え、改修も視野にいれる。

②学校と他法他施策のあり方



(施設の複合化) 社会教育、図書館、社会体育、子育て支援等の他法他施策による余裕教室等の利用により、学校施設を複合的に利用することは可能か。
※校舎、施設の建て替え、改修も視野にいれる。

○学校施設の目的外使用

学校施設の目的外使用の特例 学校施設確保政令三①但し書

学校施設の目的外使用が認められるのは、次の場合である。

①法律又は法律に基づく命令に基づいて使用する場合

②設置者又は校長の同意を得て使用する場合。

公立小学校の目的外使用に関する校長の裁量

校長の裁量判断は、許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様、使用者の範囲、使用の必要性の程度、許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度、代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度等のほか、学校施設の目的外使用が適正かつ健全な労使関係を阻害する便宜供与に当たるかどうか等の諸般の事情を総合考慮してされることになると解するのが相当である。(大阪地裁平二七・一〇・一三)

7 社会教育のための施設利用

社会教育のための施設利用 学校法一三七 社教法四四

学校は、学校教育上支障のない限り、社会教育に関する施設を附置したり、学校施設を、社会教育その他公共のために利用させることができる。

※「学校教育上の支障」とは、現在における具体的な支障の存否の面からだけでなく、将来において支障が生ずる明白な危険性の存否の面からもなされるのが適当である。したがって、教具等を使用に供する場合において、その物の現状と用途及び使用を申し出た者の持つ

技能熱意その他使用の程度等を参酌して総合的に判断した結果、特に著しい形質の変更、火災・盗難等のおそれがあるような場合には、学校教育上支障があると認めることは適当である。(昭二七・一一・一八社会教育課長回答)

社会教育講座の使用 社教法四八

学校の管理機関(=教育委員会)の求めにより、学校は、その施設と教育組織を使って、文化講座、専門講座、夏期講座等(大学、高等専門学校、高等学校に開設)、社会学級講座等(小・中学校・義務教育学校に開設)の社会教育の講座を開設することができる。

スポーツのための利用 スポーツ基本法一三 自治法二四四(公の施設)

- (1) 国・地方公共団体は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない。(スポーツ基本法一三①)
- (2) 国・地方公共団体は、前(1)の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。(スポーツ基本法一三②)

余裕教室の活用 「余裕教室活用方針」(平五・四・九文教施八二助成局長他通知)

- (1) 「余裕教室活用計画策定委員会」といった検討組織を各市町村教育委員会内に設置し基本方針及び学校別計画を策定する。
- (2) 学校別計画の策定に当たっての留意事項
 - ①単に現在の余裕教室をそのまま転用するのではなく、学校全体を見直し、必要に応じて余裕教室以外の室配置変更及びこれらに伴う大規模改造を併せて行うこと。
 - ②優先順位を考え、まず学校施設としての活用(児童・生徒の学習・生活のスペース・授業準備のスペース・管理スペース・学校開放支援スペース・撤去)を図り、さらに余裕教室が見込まれる場合には、学校施設からはずし、積極的に社会教育施設への転用を検討する。

2. 小中学校の施設

①校舎等

学校名	校舎面積	体育館面積	プール有無	武道場有無	講堂有無	グラウンド面積	児童クラブ等室数
七宝小	6,510	1,598	有	無	有	5,750	2
宝小	3,557	1,313	有	無	無	12,387	1
伊福小	4,446	1,207	有	無	無	7,996	2
秋竹小	4,055	1,275	有	無	無	12,494	
美和小	4,606	1,257	有	無	無	4,841	
正則小	3,791	1,072	有	無	無	6,385	1
篠田小	3,937	1,091	有	無	無	5,387	
美和東小	3,826	1,091	有	無	無	9,394	
甚目寺小	6,061	1,197	有	無	無	9,118	
甚南小	5,375	1,026	有	無	無	7,845	
甚東小	5,166	1,002	有	無	無	7,751	
甚西小	3,553	1,005	有	無	無	9,437	
七宝中	6,332	1,783	有	有	無	12,899	
七宝北中	4,397	1,757	有	有	無	18,585	
美和中	6,384	2,293	有	有	無	15,366	
甚目寺中	6,320	3,013	有	有	無	23,336	
甚南中	6,217	2,076	有	有	無	17,599	

②保有教室数

R 2 施設台帳

学校名	普通教室	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	外国語	視聴覚	コンピュータ	図書室	特別活動	教育相談
七宝小	17	1		1	1	1			1	1	13	
宝小	9	1		1	1	1			1	1	5	1
伊福小	15	1		1	1	1	1	1	1	1	5	1
秋竹小	9	1		1	1	1		1	1	3	3	1
美和小	15	1		1	1	2		1	1	1	2	
正則小	15	1		1	1	1		1	1	1	1	
篠田小	15	1		1	1	2			1	1	1	1
美東小	14	1		1	1	1		1	1	1	1	
甚小	24	1		1	1	1	1		1	1	8	
甚南小	29	1		1	1	1			1	2	4	1
甚東小	25	2		1	1	1	1		1	1	1	1
甚西小	15	1		1	1	1			1	1	1	1

学校名	普通教室	理科	音楽	美術	技術	家庭	外国語	視聴覚	コンピュータ	図書室	特別活動	教育相談	進路指導
七宝中	15	2	1	2	2	2		1	1	1	4		2
七北中	8	1	1	1	1	1			1	2	3	1	1
美和中	21	2	2	2	2	2			1	1	4	1	1
甚中	21	2	2	1	2	2			1	1	2	5	
甚南中	19	2	2	1	2	2			1	1	2	3	1

③学校敷地の借用 R 2 施設台帳

学校名	借地の有無	借用土地面積
七宝小	有	2,381 m ²
宝小	有	10 m ²
伊福小	無	
秋竹小	無	
美和小	有	10,513 m ²
正則小	有	6,517 m ²
篠田小	有	353 m ²
美和東小	無	
甚目寺小	無	
甚南小	無	
甚東小	無	
甚西小	無	
七宝中	有	3,376 m ²
七宝北中	無	
美和中	無	
甚目寺中	無	
甚南中	無	

④小中学校施設整備指針

「小学校施設整備指針」H31.3 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

「中学校施設整備指針」H31.3 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

今般の改訂（平成31年3月）では、学習指導要領の改訂や学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、新学習指導要領への対応、ICTを活用できる施設整備、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働の促進、学校施設の機能向上、変化に対応できる施設整備の観点から記述の充実を行った。

第1節 学校施設整備の基本的方針

- 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設設備の整備
- 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

- 1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設
- 2 ICT環境の充実
- 3 理科教育の充実のための施設
- 4 国際理解の推進のための施設
- 5 総合的な学習の推進のための施設
- 6 特別支援教育の推進のための施設
- 7 義務教育学校等における施設

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

- 1 生活の場としての施設

- 2 健康に配慮した施設
 - 3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保
 - 4 安全・防犯への対応
 - 5 施設のバリアフリー対応
 - 6 環境との共生
 - 7 カウンセリングの充実のための施設
- 第3 地域と連携した施設整備
- 1 学校・家庭・地域の連携・協働
 - 2 学校開放のための施設環境
 - 3 複合化への対応

3. 児童クラブ等・体育施設開放との共同利用

①放課後子ども教室

「あま市放課後子ども教室実施要領」（平成30年告示第105号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画を得て、子どもたちが安心して活動できる安全な居場所を提供することにより、子どもたちの健全な育成を図るあま市放課後子ども教室（以下「子ども教室」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第3条関係）

小学校の名称	小学校の位置
あま市立七宝小学校	略
あま市立宝小学校	略
あま市立伊福小学校	略
あま市立秋竹小学校	略
あま市立美和小学校	略
あま市立正則小学校	略
あま市立篠田小学校	略
あま市立美和東小学校	略
あま市立甚目寺小学校	略
あま市立甚目寺南小学校	略
あま市立甚目寺東小学校	略
あま市立甚目寺西小学校	略

②児童クラブ

「あま市放課後児童健全育成事業施設条例」（平成22年条例第101号）

「あま市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則」（平成22年規則第63号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づきあま市放課後児童健全育成事業施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 放課後児童健全育成事業の実施を目的として、施設の次のとおり設置する。

名称	位置
美和北部第1児童クラブ	略（正則小学校内）
七宝第1児童クラブ	略（七宝小学校内）
宝児童クラブ	略（宝小学校内）
伊福第1児童クラブ	略（伊福小学校内）
伊福第2児童クラブ	略（伊福小学校内）

「あま市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例」（平成22年条例第103号）
別表第1（第3条関係）

名称	位置
七宝第1児童クラブ	略（七宝小学校内）
七宝第2児童クラブ	略（七宝小学校内）
宝児童クラブ	略（宝小学校内）
伊福第1児童クラブ	略（伊福小学校内）
伊福第2児童クラブ	略（伊福小学校内）
伊福第3児童クラブ	略（伊福小学校内）
秋竹児童クラブ	略（秋竹小学校内）
美和北部第1児童クラブ	略（正則小学校内）
美和北部第2児童クラブ	略（正則小学校内）
美和南部第1児童クラブ	略（篠田防災コミュニティセンター内）
美和南部第2児童クラブ	略（篠田防災コミュニティセンター内）
美和南部第3児童クラブ	略（篠田防災コミュニティセンター内）
美和東部第1児童クラブ	略（美和児童館内）
美和東部第2児童クラブ	略（美和児童館内）
美和第1児童クラブ	略（美和情報ふれあいセンター内）
美和第2児童クラブ	略（美和情報ふれあいセンター内）
美和小児童クラブ	略（美和小学校内）
甚目寺中央第1児童クラブ	略（甚目寺中央児童館内）
甚目寺中央第2児童クラブ	略（甚目寺中央児童館内）
甚目寺小第1児童クラブ	略（甚目寺小学校内）
甚目寺小第2児童クラブ	略（甚目寺小学校内）
甚目寺小第3児童クラブ	略（甚目寺小学校内）
甚目寺小第4児童クラブ	略（甚目寺小学校内）
甚目寺南第1児童クラブ	略（甚目寺南児童館内）
甚目寺南第2児童クラブ	略（甚目寺南児童館内）
甚目寺南小第1児童クラブ	略（甚目寺南小学校内）
甚目寺南小第2児童クラブ	略（甚目寺南小学校内）
甚目寺北第1児童クラブ	略（甚目寺北児童館内）
甚目寺北第2児童クラブ	略（甚目寺北児童館内）
甚目寺西第1児童クラブ	略（甚目寺西児童館内）
甚目寺西第2児童クラブ	略（甚目寺西児童館内）
甚目寺西第3児童クラブ	略（甚目寺西児童館内）

③小中学校運動場及び体育館の開放

「あま市立小中学校体育施設スポーツ開放実施規則」（あま市教委規則第7号）

「あま市立小中学校体育施設の開放に関する使用料条例」（平成22年条例第89号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第225条の規定に基づき、市内の小中学校の体育施設（以下「体育施設」という。）の開放に伴う使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）小学校運動場

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝小学校	略	略
略	宝小学校	略	略
略	伊福小学校	略	略
略	秋竹小学校	略	略
略	美和小学校	略	略
略	正則小学校	略	略
略	篠田小学校	略	略
略	美和東小学校	略	略
略	甚目寺小学校	略	略
略	甚目寺南小学校	略	略
略	甚目寺東小学校	略	略
略	甚目寺西小学校	略	略

小学校体育館

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝小学校	略	略
略	宝小学校	略	略
略	伊福小学校	略	略
略	秋竹小学校	略	略
略	美和小学校	略	略
略	正則小学校	略	略
略	篠田小学校	略	略
略	美和東小学校	略	略
略	甚目寺小学校	略	略
略	甚目寺南小学校	略	略
略	甚目寺東小学校	略	略
略	甚目寺西小学校	略	略

中学校運動場

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝中学校	略	略
略	七宝北中学校	略	略
略	美和中学校	略	略
略	甚目寺中学校	略	略
略	甚目寺南中学校	略	略

中学校ハンドボールコート

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝北中学校	略	略
略	美和中学校	略	略
略	甚目寺中学校	略	略
略	甚目寺南中学校	略	略

中学校体育館

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝中学校	略	略
略	七宝北中学校	略	略
略	美和中学校	略	略
略	甚目寺中学校	略	略
略	甚目寺南中学校	略	略

中学校武道場

区分	名称	利用時間	金額
略	七宝中学校	略	略
略	七宝北中学校	略	略
略	美和中学校	略	略
略	甚目寺中学校	略	略
略	甚目寺南中学校	略	略

中学校相撲練習場

区分	名称	利用時間	金額
略	美和中学校	略	略

中学校テニスコート

区分	名称	利用時間	金額
略	甚目寺南中学校	略	略

4. 考慮する必要がある可能性のある他の計画等

A市長部局の計画等

①「あま市公共施設再配置計画」(平成31年3月) あま市

2 再配置計画における基本方針

(3) 施設類型ごとの基本的な方針

カ 学校及びその他教育施設

- ・「あま市教育大綱」、「あま市教育立市プラン」に基づき、児童・生徒が確かな学力を身に付け、地域を含めて共に学び、楽しむための充実した教育環境を提供します。
- ・学校については、施設整備計画に基づいた適切な工事や修繕を実施することにより、施設の維持管理を図ります。
- ・学校の余裕教室は、放課後子ども教室や児童クラブでの活用を継続、拡大を検討していきます。
- ・学校が地域コミュニティの核となるような、様々な活用方法の検討を行います。
- ・今後の少子化の進展状況により必要に応じて、校区の見直しや統合、配置・規模の適正化など、健全な教育環境を継続的に提供するためのあらゆる検討を行います。

3 公共建築物の一次評価

(1) 一次評価の対象施設

ア 一次評価の対象から除く施設

(ア) 主たる施設に含めて検討する施設(19施設)

下表の施設は、主たる施設に比べ小規模であり、施設における1つの機能とみなせるため、1施設として検討します。一次評価において、小規模施設と主たる施設の面積の差が大きいことから、偏差値は面積あたりの評価点より算出します。

表3-1 主たる施設に含めて検討する施設一覧

主たる施設	主たる施設に含めて検討する施設
七宝小学校	七宝第1・第2児童クラブ
宝小学校	宝児童クラブ
伊福小学校	伊福第1・第2・第3児童クラブ
秋竹小学校	秋竹児童クラブ
正則小学校	美和北部第1・第2児童クラブ
美和小学校	美和小児童クラブ
甚目寺小学校	甚目寺小第1・第2・第3・第4児童クラブ
甚目寺南小学校	甚目寺南小第1・第2児童クラブ
甚目寺南小学校	甚目寺南小学校放課後子ども教室
甚目寺小学校	甚目寺小学校放課後子ども教室

4 公共建築物の二次評価

(4) 二次評価結果

中分類	施設名	従たる施設の場合、主たる施設名	地域	建築年度	延床面積(m ²)	二次評価結果
学校	七宝小学校	—	南部	1979	8,098.00	継続(他施設を複合化)
	宝小学校	—	南部	1974	4,869.00	継続(他施設を統合)
	伊福小学校	—	南部	1974	5,524.59	継続(他施設を複合化)
	秋竹小学校	—	南部	1978	5,325.20	他施設に統合
	美和小学校	—	西部	1974	5,856.25	継続(改修・更新)

学校	正則小学校	—	西部	1978	4,770.90	継続（改修・更新）
	篠田小学校	—	西部	1980	5,086.00	継続（改修・更新）
	美和東小学校	—	西部	1984	4,994.00	継続（改修・更新）
	甚目寺小学校	—	東部	1970	7,016.40	継続（他施設を複合化）
	甚目寺南小学校	—	東部	1973	6,177.82	継続（改修・更新）
	甚目寺東小学校	—	東部	1975	6,206.00	継続（改修・更新）
	甚目寺西小学校	—	東部	1980	4,648.00	継続（改修・更新）
	七宝中学校	—	南部	1980	8,921.00	継続（改修・更新）
	七宝北中学校	—	南部	1979	6,946.00	継続（改修・更新）
	美和中学校	—	西部	1975	9,971.00	継続（改修・更新）
	甚目寺中学校	—	東部	1967	10,404.00	継続（改修・更新）
	甚目寺南中学校	—	東部	1982	9,094.00	継続（改修・更新）

5 施設毎の再配置計画の策定

(5) 学校教育系施設

イ 現状と課題

(ア) 建物状況

- ・市内全ての小中学校において、建築後の経過年数が30年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。また、そのうち10校は築40年以上を経過しており、大規模改修の時期を迎えています。対策の優先順位を検討し、計画的な大規模改修を行うための長寿命化計画の策定が必要となっています。
- ・教育相談センターは甚目寺会館の1階に複合化されており、築30年以上となっていることから、老朽化が進んでいます。

(イ) 機能・サービス状況

- ・施設の規模として、宝小学校、秋竹小学校、七宝北中学校は、学級数が標準より少ない学校となっています。一方で、甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校は、学級数が標準より多い学校となっており、施設の規模と児童・生徒数がアンバランスになっています。
- ・教育相談センターは、いじめ、不登校を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組や不登校児童生徒に対する相談・支援体制の充実を図るための施設となっています。

ウ 再配置計画

- ・秋竹小学校を始めとした学級数が標準より少ない学校については、機能の統合を検討します。また、余裕教室の増加が見込まれる学校については、これを解消するために、機能の複合化も検討します。
- ・教育相談センターは、心休まる静かな環境・学習や軽い運動ができるスペースに加え、不特定多数の方との接触がないような状況を確保できる施設が必要であるため、当面は民間へ譲渡された甚目寺会館の一階部分（これまでと同じスペース）を借用し、将来的に、施設の再配置により生じた空きスペースへの移転を検討します。

エ 再配置の実現に向けた留意事項

(ア) 学校施設長寿命化計画の策定

- ・市内の小中学校のほぼ全てが、長寿命化（更新80年）を前提とした場合の大規模改修を実施する時期が到来しており、一律で対策を行っていくことは財政面から現実的ではありません。
- ・今後の児童生徒数の予測に基づき、学校規模の適正化に配慮した上で、優先順位を

定め、減築や建替えも含めた検討を行い、適切な学校施設長寿命化計画を策定する必要があります。

(イ) 複合化の条件

- ・市民ワークショップにおけるモデルケースの議論の結果をもとに、学校に複合化することが可能と考えられる機能(施設)として、多世代交流スペース、児童館機能、公民館機能(図書室・家庭科室・音楽室の開放)、自習スペースについて、実現に向けた検討、調整を行っていきます。
- ・学校への複合化が困難な場合には、余裕教室を集約し、棟数を減らすなどの減築を考慮する必要があります。

(ウ) 統廃合、学区再編について

- ・適正規模化に向けた統廃合や学区再編については、前回の「あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書(平成23年12月)」から10年が経過した時期を目途に、小中一貫校も含めた見直しを検討していきます。

② 「あま市公共施設等総合管理計画」(平成29年3月) あま市

- 1 公共施設等総合管理計画策定の取組
- 2 公共施設等の現状
- 3 人口の現状及び見通し
- 4 中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み
- 5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

6. 学校及びその他教育施設

現状と課題

- ・全ての学校で耐震改修は終了していますが、建築後30年以上経過した建築物が多く、全般的に老朽化しています。
- ・学校によって、児童生徒数に大きな差があり、余裕教室がある学校においては、放課後子ども教室や児童クラブの活動の場として教室を提供しています。今後は共働き家庭の増加などにより需要の増加が見込まれており、定員を超過するおそれがあります。

今後の方針

- ・「あま市教育大綱」、「あま市教育立市プラン」に基づき、児童・生徒が確かな学力を身につけ、地域を含めて共に学び、楽しむための充実した教育環境を提供します。
- ・学校については、施設整備計画に基づいた適切な工事や修繕を実施することにより、施設の維持管理を図ります。
- ・学校の余裕教室は、放課後子ども教室や児童クラブでの活用を継続、拡大を検討していきます。
- ・学校が地域コミュニティの核となるような、様々な活用方法の検討を行います。
- ・今後の少子化の進展状況により必要に応じて、校区の見直しや統合、配置・規模の適正化など、健全な教育環境を継続的に提供するためのあらゆる検討を行います。

これからの小・中学校施設の在り方について～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～（概略版）

小・中学校施設整備指針は、教育の場・生活の場として、また、最も身近な公共施設として、必要な施設機能を確保するための留意事項を網羅的に記載。

一方で、小・中学校を取り巻く環境は大きく急激に変化しており、現行の指針における留意事項について不断の見直しが必要。

学習指導要領の改訂、社会状況の変化等に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主催：上野淳 首都大学東京学長）において、これからの小・中学校施設の在り方と小・中学校施設整備指針の改定案をとりまとめた（平成31年3月）。

<学校施設整備指針とは>

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、施設計画及び設計における留意事項を学校種ごとにまとめたもの。

報告書の概要

第1章 小・中学校施設整備指針改定の背景

- ・小・中学校施設整備指針の沿革
- ・学習指導要領の改訂（主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善 等）
- ・小・中学校施設を取り巻く現況（学校数・児童生徒数の減少、老朽化の進行、特別支援学校在籍者及び通級による指導を受ける児童生徒の増加等）
- ・その他配慮すべき事項（チームとしての学校、地域と学校の連携・協働、学校におけるICT環境整備、新・放課後子ども総合プラン、学校における働き方改革 等）

第2章 これからの小・中学校において充実すべき施設機能

第3章 小・中学校施設整備指針の改定案

今後の小・中学校施設整備において特に留意すべきこと、さらに充実を図るべきこととして7つの視点を示すとともに、それぞれの視点における小・中学校施設整備指針の改定案を提示。

①新学習指導要領への対応

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備

②ICTを活用できる施設整備

ICTを日常的に活用できる施設整備

③インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

④教職員の働く場としての機能向上

働く場としてふさわしい環境として整備

⑤地域との連携・協働の促進

チームとして学校を支える専門スタッフ等のスペース確保

地域全体の公共施設の状況等を踏まえ、他の公共施設との複合化・共有化等を検討

放課後の児童の居場所を確保

⑥学校施設の機能向上

照明設備や冷暖房設備も組み合わせて良好な環境を確保

施設や設備と共に、囲障等の工作物も含めた安全性を確保

洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画

災害時に避難所となる学校施設では、物資等の搬入を見据え、門等の通行幅を十分に確保

⑦変化に対応できる施設整備

教育内容・方法や社会的変化等に対応し、学校施設を長く使いこなすための施設整備

参考資料

現地調査概要（小学校（7）、中学校（4）義務教育学校（1））等